

国保を知ろう!!

その 1

70歳になると医療の受け方が変わるの？

・・・医療機関や薬局等での医療費の負担が少なくなります。

70歳の誕生日の翌月から、自己負担割合が示された国民健康保険高齢受給者証が交付されます。

医療機関等に支払う費用は、外来・入院ともかかった費用の1割を負担します。ただし、一定以上の所得のある方は、引き続き3割負担となります。

病院にかかるときは「保険証」と「高齢受給者証」（自己負担割合が記載されています）が必要となります。国保以外の保険証をお持ちの方は、健康保険組合、共済組合等から交付されます。

※すでに国民健康保険高齢受給者証をお持ちの方へ

現在お持ちの高齢受給者証の有効期限は、7月31日までになっています。7月下旬に新しい高齢受給者証をお送りしますので、8月1日以降は新しいものをお使いください。

その 2

なぜ、国保税を納めるの？

・・・保険税がみなさんの「いざ」、というときを支えているからです。

たとえば、突然の病気などで、100,000円の医療費がかかったとします。このとき、国保に加入して保険税を納めていれば、医療費が3割負担になるので、病院などへの支払いは30,000円ですみます。医療費の残りの70,000円は国保が負担しています。

その他にも、保険税はみなさんの「いざ」というときを幅広く支えています。

次のようなときにも給付が受けられます。

- ・ 子どもが生まれたとき
- ・ 加入者が死亡したとき など



また、次のようなとき、医療費を全額自己負担した場合、申請により国保が認めた額の払戻しが受けられます。

- ・ やむを得ず保険証を使わないで診療を受けたとき(急病など)
- ・ 骨折・ネンザなどで柔道整復師の施術を受けたとき
- ・ 海外旅行中などに診療を受けたときなど



あなたの納める保険税は・・・国保を支える大切な財源です！

みなさんの納める国保税は、国民健康保険の収入の大きな部分を占め、その運営に欠かせない大切な財源です。保険税は、自分のため、みんなのために納めなくてはならないものです。

問い合わせ先

住民生活課

☎73-1415